

支出証拠書

7/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和4年7月31日～令和 年 月 日	金額	7,700円

目的	各方面における情報収集
使途	7月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2022年7月31日

2022年7月分 領収証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,400*

本郷286
合計金額
¥7,700*
8%対象 (7,700円)
(消費税込み)
(口座振替分)

※は軽減税率対象 約銭：10000・2300・5000： 1000:

新聞が家族の会話を弾ませます。
元気に暑さを乗り切りましょう。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当： [REDACTED]

有限会社 新聞販売いしがき
静岡県藤枝市宮原534番地
(054) 639-0126・0903

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,700円	100%	7,700円

支出証拠書(各種団体会費)

8/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 会費及び送金手数料		
年月日	令和4年8月1日~令和5年3月31日	金額	2,152 円

会の趣旨・目的	官民一体となった障がい者スポーツの総合的な振興を図る
会の活動内容等	障害者スポーツの普及啓発、地域活動の推進、指導者養成、競技力の強化育成 スポーツ大会の開催など
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を県政に活かす

<<領収書貼付枠>>

ご利用明細票

個人会員: 2,000円以上

事業年度:

4月1日~翌年3月31日

お取扱日	店番	取扱番号
04-08-01	23003	A93130004
取扱店	7シイタ	
払込口座	00860-2	119787
払込金額	*2,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものですが大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

記号番号 *****

とっても便利!安心!オトク!
ゆうちょデビット サービス開始!

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,152 円	/	2,152 円
		100%	

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区駿府町1番70号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者スポーツの振興を図ることにより、スポーツを通じて障害者の社会参加を促進し、もって障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツの普及育成活動の推進
- (2) 静岡県障害者スポーツ大会の開催並びに障害者スポーツ大会への参加者等派遣及び参加
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) この法人の設立後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを承認した財産

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社(信託業務を行う銀行を含む。)に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、こ

の限りでなく、理事会の決議を得た後、最初に開催する評議員会に報告するものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員11名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人

- エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、翌年3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事又は監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条の2 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した評議員の中から、当該評議員会において選任された議事録署名人1名以上及び出席した理事が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長を選定した場合には、副理事長は、理事長を補佐するとともに業務を掌握する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第28条 この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の限度となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事

会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長がこれに当たり、副理事長が選定されていないときは出席した理事の中から議長を選任するものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席のときは、議長の職にあつた理事が記名押印する。

第8章 運営委員会及び専門部会

(運営委員会等)

第35条 この法人に第4条に規定する事業を遂行するため、運営委員会及び次の専門部会を置く。

- (1) 障害者スポーツ普及啓発部会
- (2) 障害者スポーツ地域活動推進部会
- (3) 障害者スポーツ指導者養成部会
- (4) 障害者スポーツ競技力強化育成部会

2 運営委員会の委員は、障害者スポーツの推進に積極的な者の中から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する者及び各専門部会の部会長をもって構成する。

3 専門部会の部会長は、各専門部会の部会員の互選によって選出する。

- 4 専門部会の部会員は、障害者スポーツに関して専門的な見識を有する者の中から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 5 運営委員会及び専門部会に関する事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が別に定める。

第10章 会員

(会員)

第37条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)

第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は岡野光喜及び最初の専務理事は葦科一仁とする。
- 4 この法人の最初の評議員は別紙名簿に掲げる者とする。

(別紙)

評 議 員 名 簿

氏 名
[Redacted]

附 則

この変更は、平成26年3月27日から施行する。

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会会員規程

〔規程第11号〕

(会員)

第1条 公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会定款第37条に基づく会員とは、年会費を納入し、協会の諸活動に参加するなど公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の設立趣旨・目的に賛同する個人又は団体をいう。

(会費及び会員資格)

- 第2条 会員は、個人会員又は団体会員とし、年会費として、個人会員は、
- 1 口2,000円以上を、団体会員は、1口10,000円以上を納入するものとする。
 - 2 会員資格は、会費を納入した日から開始され、その年度の末日までとする。
 - 3 会員は、翌年度以降、各年度の年会費を納入することにより継続的に会員資格を取得する。
 - 4 協会は、会員の名称を協会だよりに掲載するものとする。

(特典)

第3条 会員は、協会派遣の障害者スポーツ指導員から障害者スポーツの指導を受けること及び協会が管理している障害者スポーツ用具を借り受けることができる。

(賛助会員及び賛助会費)

- 第4条 賛助会員とは、障害者スポーツの振興を目的とする協会の趣旨に賛同して年会費を納入し、支援していただける個人及び団体をいう。
- 2 賛助会員の各年度の会費は、個人賛助会員1口1,000円以上、団体賛助会員1口5,000円以上とする。
 - 3 協会は、協会だよりに賛助会員の名称を掲載することができるものとする。

(会員資格の停止)

第5条 会員及び賛助会員が協会の名誉を傷つけ、協会の目的に違反する行為があったとき、理事長は、理事会の承認を経てその資格を停止することができる。

(協会の貢務)

第6条 協会は、会員及び賛助会員に、協会だよりの送付等により協会の活動を報告し、理解を得る努力をしなければならない。

(会費の使途等)

- 第7条 会費及び賛助会費は、協会の実施する会員等普及啓発事業及び公益目的事業に要する経費に充当する。
- 2 既納された会費等は、返還しない。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成26年度予算分から適用する。

支出証拠書

8/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和4年8月31日~令和 年 月 日	金額	7,700円

目的	各方面における情報収集
使途	8月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2022年8月31日

2022年8月分 領収証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,400*

本郷286
合計金額 **¥7,700***
8%対象 7,700円
(消費税込み)
(口座振替分)

※は軽減税率対象 釣銭: 10000; 2300 5000: 1000:

暑中お見舞い申し上げます。元気に夏を乗り越えましょう。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当: [REDACTED]

有限会社 新聞販売 [REDACTED]
静岡県藤枝市宮原534番地
(054) 639-0126・0903

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,700円	100%	7,700円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和4年9月分)		
年月日	令和4年9月5日～令和 年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》 *月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円に 1/2 を乗じた額を充当する 計算根拠 令和4年4月証拠書 (整理番号 4-5) 参照</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,996 円	1/2 %	28,998 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

09月30日 13時49分時点

照会条件を変更する

(全3件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
	2022年09月05日分	出金	68,726円			お釣*ア付息

09月30日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所上下水道料金 (令和4年9月請求分)		
年月日	令和4年9月5日~令和 年 月 日	金額	2,442 円

目的	_____
用途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

* 印字が薄いので補記する。

4-09-05 (フジエダガスイ) 水道 2,200

4-09-05 (フジエダスイトウ) 水道 2,684

年月日	取扱店	お取り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13				
<14				
<15				
<16				
<17	4-09-05	(フジエダガスイ)	水道 2,200	
<18	4-09-05	(フジエダスイトウ)	水道 2,684	
<19				
<20				
<21				
<22				
<23				
<24				

現在高(貸付高)の金額に「マイナス」がある場合は貸付高を去します
 ※ 通帳をATM(現金自動振込機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,884 円	1/2 %	2,442 円

上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	A 0435-004805-000	██████████	020mm
使 用 者 氏 名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

令和 4年 8月分

使用期間 令和 4年 6月 3日から令和 4年 8月 3日まで

今 回 指 針	28
前 回 指 針 (-)	25
旧メータ使用水量(+)	m ³
使 用 水 量	3 m ³

参考までに、前年同月の使用水量は 2 m³でした。

上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 料	2,200 円
請 求 予 定 金 額	4,884 円

(税込み)

次回口座振替日 令和 4年 9月 5日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。
本票は請求書ではありません。

口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	A 0435-004805-000	██████████	020mm
設 置 場 所 ・ 使 用 者 氏 名			
青木2丁目18番3号 アオキビルB C-1			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご 指 定 の 振 替 口 座			
金 融 機 関 名	*****		
口 座 番 号	*****	種 別	****
口 座 名 義 人	*****		

令和 4年 8月分

使用期間 令和 4年 6月 3日から令和 4年 8月 3日まで

口座振替日 令和 4年 9月 5日

使 用 水 量	3 m ³
上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 量	3 m ³
下 水 道 使 用 料	2,200 円
督 促 手 数 料	0 円
振 替 済 合 計 金 額	4,884 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	内外情勢調査会 会費 (令和4年9月~令和5年3月)		
年月日	令和4年9月7日~令和 年 月 日	金額	123,200 円

会の趣旨・目的	国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のトップが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に活かす

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-0723003	A96160003	
取扱店	ワジエタ	
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*123,200	料金 *0

日	0	0	1	2	0	3
月			4	5	1	0
年			1	2	3	2

振替受付票
 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (ゆうちょ銀行)

記号番号 ****

とっても便利!安心!オトク!
 ゆうちょデビット サービス開始!

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 (その他) (入退会規程)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	123,200 円	/	123,200 円
		100%	

内外情勢調査会とは

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、1954年12月に設立されました。

全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図っています。

講演会は、全国の会員を参加対象とする全国懇談会と、全国各地域の会員で構成する151カ所の支部での支部懇談会があり、それぞれ10回以内開催、講演会の年間開催回数は1500回超に上ります。

講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、全国各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招いています。

一般社団法人内外情勢調査会入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第6条および第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会および退会の手続き等について、必要な細則を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員の種別は正会員、一般会員、名誉会員とし、各種別の定義は定款第5条によるものとする。

(入会)

第3条 この法人の正会員および一般会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書を会長に対し提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、前項の申込みを受けたときは、当該入会申込者の入会を承認するか否かを、定款で定める会員種別および次に掲げる基準を基に決定する。

(1) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたもの、もしくは現在において未納会費がないものであること。

(2) 成年被後見人または被保佐人でない者であること。

(3) 社会的な信用を失墜させる行為を行っていないこと。

(4) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、前項の決定をしたときは、入会申込者に対し、速やかに決定内容を通知し

なければならない。

4 名誉会員については、会長が、定款第5条に基づき、正会員もしくは一般会員又は学識経験者の中から候補者を決定して通知し、候補者本人が承諾することをもって、承認とみなす。

5 会長は、入会申込者の入会を承認したときは、当該入会申込者を、速やかに会員の種別に応じて会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第4条 入会者は、入会后速やかに、一般社団法人内外情勢調査会会費規程に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格)

第5条 会員の資格を有する期間（以下「本資格期間」という。）は、入会月の月初から1年間とし、期間満了の月の末日から1カ月前までに第6条で定める退会届の提出がない場合、本資格期間は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(退会)

第6条 退会しようとする正会員および一般会員は、前条に定める本資格期間の満了をもって退会を希望する場合には、その満了の月の末日の1カ月前までに、又は、前条に定める本資格期間の途中で退会を希望する場合には、その退会希望日の1カ月前までに、会長に対して所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

2 退会しようとする正会員および一般会員が、退会日において、会費（第5条により更新された本資格期間に係る会費を含む）を納付していないときは、定款第12条第1項の定めにより、退会に当たり当該会費を支払わなければならない。

3 第1項にかかわらず、名誉会員は、会長に対して所定の退会届を提出することによ

り、いつでも退会することができる。ただし、会費の免除を受けていない名誉会員が退会しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 会員が退会届を提出した場合、定款第12条第2項の規定により、既に支払われた会費は理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

5 定款第11条第1号の規定により、会費を納入せず督促後2年以上経過しても未納会費があるとき、当該会員は会員資格を失い、退会したものとみなす。

6 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和4年6月29日から施行する。

以上

支出証拠書
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要諒情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料		
年月日	令和4年 9月9日～令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和4年8月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-09-09	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N087	*49,500	
	残高	
島田掛川信用金 島田本店営業部 普通 916955 カ) エフエムシマダ		
送金料金 *220円		
振込予定日 04-09-09		
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
— ゆうちょ銀行 —

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	49,720 円	100%	49,720 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料 (8月請求分)		
年月日	令和4年9月12日～令和	年月日	金額 3,072円

目的	_____		
使途	_____		
政務活動・ 県政との 関連性	_____		
<<領収書貼付枠>> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 4-09-12 (NTT) 電話 6,145 </div>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	6,145円	1/2	3,072円
		%	

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2022年 8月ご請求分	2022年 9月12日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,145円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等相金額収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 054-646-1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2022年 8月25日発行)

2022年 6月ご請求分	(2022年 7月11日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,098円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 6,145円

6,145円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、Dionと割、Dionと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222			7月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,076	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算 合算
		144	6月11日～7月10日 6月11日～7月10日。なお前月分は144円でした。	
		() 136)	次回(来月分)の割引計算期間は、7月11日～8月10日です。	
		<) 136 >	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、139円となります。	
		() 8)	(内訳) イチリッツ1適用分	
		3	(内訳) 通常通話料適用分	
		279	ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計)	3,076	3,076	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本ご利用分	3,058	2,650	8月分	合算 合算
		127	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	
		() 119)	7月11日～8月10日 7月11日～8月10日。なお前月分は144円でした。	
		<) 119 >	次回(来月分)の割引計算期間は、8月11日～9月10日です。	
		() 8)	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、119円となります。	
		3	(内訳) イチリッツ1適用通話料	
		278	(内訳) 通常通話料適用分	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	11	10	ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計)	3,069	3,069	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	6,145	6,145	2か月分のご請求額です。	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気料 (令和4年9月分)		
年月日	令和4年9月15日～令和 年 月 日	金額	6,993 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 200px;"> 4-09-15 (クラブデソヨク) 電気 13,987 </div>	

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,987 円	1/2 %	6,993 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和4年9月16日~令和 年 月 日	金額	5,775 円

目的	各種情報収集と研究
使 途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>契約購読期間が2022年9月号から2025年8月号のため各会計期間で案分し充当する (本年度 2022年9月号から2023年3月号(7か月分)を充当)</p> <p>→ $29,700 \text{ 円} \times \frac{7}{36} \text{ 月} = 5,775 \text{ 円} \text{ (令和4年度分)}$</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,775 円	/	5,775 円
		100 %	

請求書

佐野 愛子

様 令和 4年 8月 30日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役 社長 成 吉



金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりご請求いたします。
(10%) (0422-0009489)

ご請求額 ¥29,700.-

お得意様No (請求No) [Redacted]

お支払は令和 4年10月31日までをお願いします。

E

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 2022年 9月号～2025年 8月号	購読料	1	29700	29700	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カ)キョウセイ

01220089058
(49)

(票打電項目) [Redacted] カ)アロ

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-16	23003	A96150001
取扱店	ワシエタ	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,700	料金 *0
		振替受付票
株式会社きょうせい 普通預金 4913720 カ)キョウセイ 静岡県藤枝市 佐野 愛子 票打電項目 [Redacted]		払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
記号番号	***** [Redacted]	
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット サービス開始!		

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料及びモバイル通信料 (令和4年8月請求分)		
年月日	令和4年 9月 27日~令和 年 月 日	金額	1,364 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

料金合計額からあんしん保証パック料金を除いた額を案分する
 $3,708 \text{ 円} - 890 \text{ 円} \times 1.1 = 2,729 \text{ 円}$
 $2,729 \text{ 円} \times 1/2 = 1,364 \text{ 円}$

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	2,729 円	1/2	1,364 円
		%	

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

発行日 2022年 8月 1日

請求月 2022年 7月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 0ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [6月21日 - 7月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	12,300	10%
	割引 家族割引 (700円 × 100%)	-700	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-11,600	10%
	定額料 データプラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量制	-1,300	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 1806Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 @0円 16731Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 23413622Pkt (通信量合計: 23413622.59Pkt (280GB))	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	78	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (G)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
除外	月額料 おんたけ保証パック with AppleCare Service	890	10%
	月額料 テザリングオプション	500	10%
	割引 1年お祝い割	-1,080	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	3,371	
	合計	3,371	
	内課税対象額 10%	3,371	
	内課税対象額 計	3,371	
	消費税等 10%	337	
	消費税等 計	337	
	ご請求金額	3,708	
	(税込金額(計) 10%)	3,708	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

09月30日 13時49分時点

照会条件を変更する

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
	2022年09月27日分	出金	292,965円			クレジット

09月30日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

カードご利用代金明細


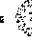
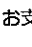
カード名:

カード番号:

お客様番号	※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	佐野 様

2022年9月度のご利用代金明細

作成日:2022/9/12

お支払日	2022年9月27日(火)
   お支払金額	292,965 円
獲得ラブリポイント	1,464 点

- ① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計
 - ② リボルビング払の今回お支払金額小計
- ※ ご指定口座へは金融機関の前営業日9月26日(月)迄にご用意願います。
- ※ 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求させていただきます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和4年10月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和4年9月27日～令和 年 月 日	金額	50,220 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	10月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-09-27	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N137	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 か) マルトシアオキ		
送金料金	*440円	
振込予定日	04-09-27	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

案分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,440円	1/2 %	50,220円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和4年9月請求分)		
年月日	令和4年 9月 28 日~令和 年 月 日	金額	3,020 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

〈領収書貼付枠〉

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は令和4年4月証拠書(整理番号 4-8)参照

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					0
02					0
03					0
04					0
05					0
06					0
07					0
08					0
09					0
10					0
11	4-19-28			6,040	1
12					

※印字が薄いので補記する

4-09-28 ガス 6,040

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,040 円	1/2 %	3,020 円

支出証拠書

9/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	事務員雇用 (令和4年9月分)		
年月日	令和4年9月1日～令和4年9月30日	金額	33,250 円


目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和4年9月分

氏名 

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
32H 1,100/h	日数8日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
35,200	2,800	38,000			0	38,000
					受領印	
					受領日	9月30日

案分の理由 後援会業務が含まれてい るため稼働時間で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,000 円	28h/32h %	33,250 円

雇用実績表

9月分	氏名	████████
-----	----	----------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木			
2	金	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認
3	土			
4	日			
5	月			
6	火	4	3.5	県政資料発送準備
7	水			
8	木			
9	金	4	3.5	県政資料発送準備
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	4	3.5	県政資料発送作業
14	水			
15	木			
16	金	4	3.5	後半案内文書確認、当月後半スケジュール確認
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	4	3.5	県内情報収集
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	4	3.5	各種資料整理ファイリング
28	水			
29	木			
30	金	4	3.5	次月スケジュール確認、次月案内文書確認
計	(A)	32	(B)	28

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和4年9月30日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[時間 分]×単価[円]= 円

②総支給額[35,200 円]×28(B)÷32(A)= 30,800 円

支出証拠書

9/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	事務員雇用 (令和4年9月分)		
年月日	令和4年9月1日～令和4年9月30日	金額	46,550 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____


《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和4年9月分

氏名 

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
38.5H 1,100/h	日数12日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
42,350	4,200	46,550			0	46,550

受領印 

受領日 9月30日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	46,550 円	100%	46,550 円

支出証拠書

9/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	事務員雇用 (令和4年9月分)		
年月日	令和4年9月1日～令和4年9月30日	金額	33,250 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

<<領収書貼付枠>>

給与支払明細書

令和4年 9月分

氏名 

給与 35H 950/h 円	通勤手当 日数 日 ¥ /日 円	支給額合計 円	控除額			差引支給額 円
			所得税 円	雇用 保険料 円	控除額 合計 円	
33,250		33,250			0	33,250

受領印



受領日

9月30日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	33,250 円	100%	33,250 円